



平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社トリドールホールディングス
(コード番号 3397 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也
問合せ先 執行役員経営企画室長 小林 寛之
TEL : 078-200-3430

当社取締役の報酬制度見直しのお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 31 日開催の取締役会において、当社取締役の報酬制度の見直しを行い、固定報酬としての基本報酬、単年度の会社業績達成度に連動する年次賞与（以下「業績連動賞与」といいます。）および株価変動の影響を株主の皆様と共有することを目的とした譲渡制限付株式報酬（以下「RS 制度」といいます。）からなる新たな報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

これにより、RS 制度を導入する議案を、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 27 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

平成 27 年 6 月 1 日に制定されたコーポレートガバナンス・コードでは、「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」（補充原則 4-2①）と定められています。

これまで当社は取締役に対し、固定報酬としての基本報酬に加え、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるため、ストック・オプションとしての新株予約権を付与してまいりました。

しかし今般、コーポレートガバナンス・コードに対応する法制度や税制が整備されたことを受け、当社では取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、以下「対象取締役」といいます。）の報酬制度を見直し、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって対象取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との価値の共有を早期に促進するため、本制度を導入することとしました。

なお、監査等委員である取締役は、役割に鑑み、業績連動賞与および RS 制度の対象外としております。

(2) RS 制度の導入条件

RS 制度においては、当社が対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために当該対象取締役が拠



出する金銭報酬債権を当社から報酬として支給することになるため、RS制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき当社株主の皆様の承認が得られることを条件とします。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は、平成27年6月26日開催の第25期定時株主総会において、年額500,000,000円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨承認いただき今日に至っております。本制度のうち、固定報酬としての基本報酬および業績連動賞与は、当該報酬枠の範囲内で対象取締役に対して現金で支給いたします。また、RS制度で付与する金銭報酬債権も当該報酬枠の範囲内で支給いたします。

（3）報酬決定手続

当社は、取締役会で取締役の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データに基づく助言を得ることで、取締役の報酬水準の客観性を確保しております。

また、監査等委員会では、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等につき、その内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しております。審議にあたり当社は、監査等委員会の意見陳述権（会社法第361条第6項）を担保するため、報酬の具体額や業績連動の仕組み等の必要な情報を監査等委員会に提供しております。

2. 業績連動賞与の概要

業績連動賞与の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益および親会社の所有者に帰属する連結当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成度に応じて決定されます。

また、各対象取締役には、上記の業績連動賞与総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別係数により按分した金額を支給します。

3. RS制度の概要

当社は、RS制度に基づき対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当社による当社普通株式の発行または自己株式の処分に際して、当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、譲渡制限付株式を取得します。RS制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36,000,000円以内とするとともに、他の報酬と合わせて上記の年額500,000,000円の報酬枠の範囲内で支給します。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定することとします。

RS制度に基づき、対象取締役に対して当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、年14,730株（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、無償割当または株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整します。）以内とし、その1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の取締役会において決定するものとします。

また、RS制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。本割当契約の内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該割当株式を無償取得すること、③当社の取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容



等が含まれることとします。

(ご参考)

当社は、執行役員に対しても、上記と同内容の業績連動賞与制度を導入いたします。

また、本株主総会において、RS制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記と同内容のRS制度を導入する予定です。

以 上